

一般競争入札公告

葛城市新庄庁舎外壁改修工事について、次の通り一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年12月21日

葛城市長 阿古 和彦

第1 競争入札に付する事項

1. 工事番号 ー
2. 工事名 葛城市新庄庁舎外壁改修工事
3. 工事場所 葛城市 柿本 地内
4. 工期 契約日 から 令和6年8月9日（金） まで
5. 工事概要 葛城市新庄庁舎の外壁タイル及び吹付部分の浮き補修、クラック補修、屋根防水の改修、外構の植栽撤去植え替え、看板取り替え、外部舗装のやり替え、白線引き工事、街灯取り換え工事に伴う電気設備工事を行うもの。
6. 条件付一般競争入札（事後審査型）
7. 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。） 135,600,000 円
8. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。） 124,752,000 円
9. 落札者の決定 予定価格（及び最低制限価格がある場合はその価格）の制限の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。なお、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札には、令和4・5年度における葛城市建設工事等入札参加資格審査申請提出済の者であって、次に掲げる要件を全て満たす者のみが参加することができます。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 建設業法の規定による「建築一式工事」の建設業許可を受けている者であること。
3. 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する本店または支店営業所を有する者であること。
なお、「本店または支店営業所を有する者」は、競争入札参加表明書の提出日において契約締結に関する権限が委任され、かつ、葛城市に届け出ていることが必要です。
4. 建設業法の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（審査基準日が有効期限内で、直近のもの）を受けている者であること。
5. 過去15年以内（平成20年4月1日～令和5年3月31日）に、国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した建築一式工事で元請として完成、引渡し完了した本件工事と同規模以上（※この公告において同規模以上とは、請負金額が81,360,000円（税抜き）以上）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令第1条に定める法人、又は前身の組織及び団体（当該事実が葛城市で確認できるものに限ります。）を、公共法人とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める法人をいいます。以下同じ。
6. 次の条件を満たす主任（監理）技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。
ア 本件工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
（主任技術者の場合：建設業法第7条第1項第2号による）
（監理技術者の場合：建設業法第15条第1項第2号による）

イ 競争入札参加資格確認申請書の提出日において、3ヶ月以上の雇用関係にある者。

予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要ですので、その旨を証明できる書類の提出を求めます。その証明がなされない場合は、入札に参加できないことがあります。なお、落札した場合における現場代理人についても、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

7. 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、一般競争入札参加表明書の提出の日から入札執行の日までの期間に指名停止を受けていないこと。
8. 次に掲げるこの入札に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 細谷設計事務所

住所 奈良県葛城市東室106番地2

なお、「この入札に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者をいいます。

- ① 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
9. 会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 10. 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
 11. 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年葛城市告示第125号）別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者でないこと。

第3 入札の方法等

1. 本入札は電子入札により実施します。電子入札については葛城市電子入札ポータルサイト (https://www.city.katsuragi.nara.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/5514.html) よりご確認ください。
2. 提出期限 令和5年12月21日（木）から令和6年1月29日（月）までの葛城市の休日を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条に定める市の休日を除く、毎日午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時を除く。
3. 提出場所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市 総務部 管財課（新庄庁舎4階）
4. 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
5. 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
6. 入札執行回数は、1回とします。
7. 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、葛城市契約規則（平成16年葛城市規則第34号）その他関係法令等を遵守してください。

第4 開札の日時及び場所

1. 開札の日時及び場所
令和6年1月29日（月） 午後2時 葛城市役所 新庄庁舎 4階

2. 入札書の提出方法

葛城市電子入札ポータルサイト電子入札システムにより行います。

(https://www.city.katsuragi.nara.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/5514.html)
よりご確認ください。

第5 競争入札参加資格の確認

落札候補者は開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1. 審査日 令和6年2月1日(木) 午後3時まで。(持参に限る。)
2. 審査場所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市 総務部 管財課(新庄庁舎4階)

第6 その他

1. 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金 免除

(2)契約保証金 本契約成立後直ちに、地方自治法施行令及び葛城市契約規則に定めるところにより、契約金額の10分の1以上の額の契約保証が必要です。

2. 入札の無効

葛城市入札者心得又は入札条件に違反した者の入札は、無効とします。

3. 入札金額内訳書の提出

(1)入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。

(2)入札金額内訳書は、仕様書と同項目又は指示した全項目について、金額等を明らかにし記名が必要です。

(3)入札金額内訳書は、参考として提出を求めるもので、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、次に掲げる場合に該当する入札書は無効となります。

ア 「入札金額内訳書」欄の記載がない場合又は指示された項目を満たしていない場合

イ 「入札金額」と「入札金額内訳書」欄に記載された合計金額が一致しない場合

ウ 「入札金額内訳書」欄の各項目の金額と合計金額が一致しない場合

エ その他記載内容に不備がある場合

4. 申請書等に関する書類の作成に要する経費は、提出者の負担とします。

5. 提出された申請書等は返却しません。また、提出期限の日以降における当該書類の差し替え及び再提出は認めません。

6. 契約書の作成等を要します。

葛城市契約規則第19条の規定により契約書を作成し、落札決定後速やかに契約を締結します。ただし、落札(候補者)者が契約締結までの間に、入札参加資格の喪失又は葛城市の指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

7. 本契約の成立

本事業の契約において、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当する場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしてします。

第7 入札手続きを担当する課

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地(新庄庁舎) 葛城市 総務部 管財課

TEL: 0745-44-8217(直通)

入札説明書

葛城市新庄庁舎外壁改修工事にかかる公告に基づく条件付一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。

1. 公告日 令和5年12月21日
2. 契約者 葛城市長 阿古 和彦
3. 競争入札に付する事項
 - (1) 工事名 葛城市新庄庁舎外壁改修工事
 - (2) 工事場所 葛城市 柿本 地内
 - (3) 工事概要 葛城市新庄庁舎の外壁タイル及び吹付部分の浮き補修、クラック補修、屋根防水の改修、外構の植栽撤去植え替え、看板取り替え、外部舗装のやり替え、白線引き工事、街灯取り換え工事に伴う電気設備工事を行うもの。
(詳細別紙仕様書等参照)
 - (4) 履行期間 契約日より令和6年8月9日（金）まで
 - (5) 入札方法 条件付一般競争入札（事後審査型）
4. 一般競争入札参加表明書の提出
 - (1) 提出期限 令和5年12月21日（木）から令和6年1月12日（金）までの葛城市の休日
を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条に定める市の休日を除く、
毎日午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所 葛城市役所 総務部 管財課（新庄庁舎4階）
 - (3) 提出部数 1部
 - (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和6年1月12日（金）必着）
5. 仕様書等に関する質問及び期限
 - (1) 質問提出期限 令和6年1月12日（金）午後5時
 - (2) 提出方法 事前に電話連絡したうえでの電送に限る
 - (3) 提出先 総務部 管財課
TEL：0745-44-8217 FAX：0745-69-6456
 - (4) 質問書等に対する回答及び期限 令和6年1月19日（金）
6. 入札執行の日時及び場所
葛城市電子入札システムにより行います。
 - (1) 入札書到着期限 令和6年1月29日（月） 正午まで
 - (2) 開札日時 令和6年1月29日（月） 午後2時
 - (3) 開札場所 葛城市役所 新庄庁舎 4階
7. 競争入札参加資格の確認等
 - (1) 落札候補者となった者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料
（以下「申請書等」といいます。）を提出してください。開札後、競争入札参加資格の
確認を実施します。
 - ア 提出期限 令和6年2月1日（木） 午後3時まで
※ 期限までに提出されない場合は失格となります。
 - ※ 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
 - イ 提出場所 葛城市役所 総務部 管財課（新庄庁舎4階）

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 持参により提出してください。
- (2) 申請書は様式1により作成してください。
- (3) 競争入札参加資格確認資料は次に従い作成してください。
 - ア 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面
入札公告第2.8の設計業務等受託者との関連及び同第2.4の総合評定値に係る経営事項審査結果の審査基準日を様式2に記載してください。なお、総合評定値通知書及び法人の履歴事項全部証明書の写しを添付してください。
 - イ 同種工事の施工実績
入札公告第2.5に掲げる実績があることを判断できる工事の施工実績を様式3に記載してください。その他様式3に指定する必要な書類を添付してください。
 - ウ 配置予定技術者の資格等
入札公告第2.6に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式4に記載してください。なお、一級建築施工管理技士等の資格を証する書面、監理技術者を置くことが必要な場合は、監理技術者資格者証の写し（裏面の写しも必要です。）及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合、添付は不要です。）、申請書等の提出日における3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。その他様式4に指定する必要な書類を添付してください。
 - エ 法令遵守の誓約
「モラルに対する決意」を記載した様式5の書面を提出してください。
- (4) 申請書等の作成に関する説明会は実施しません。
- (5) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出にかかる経費は、提出者の負担とします。
 - イ 提出された申請書等を競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出された申請書等は返却しません。
 - エ 提出期限の日以降における申請書等書類の差し替え及び再提出は認めません。
 - オ 申請書等に関する問い合わせ先 入札説明書5.(3)と同じ。

8. 設計図書等の閲覧

- (1) 日 時 令和5年12月21日（木）から令和6年1月12日（金）までの葛城市の休日を定める条例第1条に定める市の休日を除く、毎日午前8時30分から午後8時まで
- (2) 場 所 葛城市電子入札ポータルサイト入札情報公開システム
<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=0620064007200720>
- (3) 設計図書等について質問がある場合には、次に従い提出してください。
 - ア 提出日時 令和6年1月12日（金）の正午まで
 - イ 提出場所 葛城市 総務部 管財課
TEL：0745-44-8217 FAX：0745-69-6456
 - ウ 提出方法 質問者は事前に連絡を行い、質問書（様式は自由）を電送してください。
持参又は郵送によるものは受け付けません。
- (4) (3)の質問に対する回答は、令和6年1月19日（金）に電送（FAX）で回答します。
- (5) 現場説明会は実施しません。
- (6) 現場確認を希望される場合は、令和5年12月21日（木）から令和6年1月12日（金）までの葛城市の休日を定める条例（平成16年葛城市条例第2号）第1条に定める市の休日を除く、毎日午前9時から午後4時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までに葛城市総務部管財課と日程調整してください。

9. 入札の無効

この競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、葛城市入札者心得に示した条件又は入札に関する条件に違反した者の入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

10. 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で、最低制限価格が設定される場合はその金額以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者から順番に落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」は電子入札システムにより行います。

開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

11. 技術者の配置

落札決定後、配置予定の主任（監理）技術者の違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがあります。また病気・死亡・退職等の特別な理由がある場合を除き、配置予定技術者の変更はできません。病気等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合は、入札公告第2.6に掲げる基準を満たす者を配置しなければなりません。

12. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成等

要します。葛城市契約規則第19条の規定により契約書を作成し、落札決定後速やかに契約を締結します。ただし、落札（候補）者が契約締結までの間に、入札参加資格の喪失又は葛城市の指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

本事業は入札公告第6・第7号に該当しません。

(3) 予定価格及び最低制限価格

予定価格金 135,600,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

最低制限価格金 124,752,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 支払条件

前金払 有

中間前金払又は部分払 有

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはなりません。

13. 契約条項等を示す場所及び入札手続きを担当する課

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地（新庄庁舎）

葛城市役所 総務部 管財課

TEL：0745-44-8217（直通）

FAX：0745-69-6456

14. 入札説明書に対する問い合わせ先

葛城市 総務部 管財課

TEL：0745-44-8217

FAX：0745-69-6456

※入札説明書等は、葛城市公式ホームページに掲載

電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作等に関すること

(株)日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-021-777

メール sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱抜粋

別表（第3条、第4条関係）

（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。